

「建物の基本的安全性と建築家の責任」 顧問弁護士から学ぶ

JIAの建築家として社会的責任を果たすことが求められています。予期せずトラブルに巻きこまれた際、設計責任、監理責任を踏まえて建築家として消費者とどのように向き合うことが求められているのでしょうか。

現在、建物の基本的安全性に関する判例法理は一人歩きを始め、忘れた頃あるいは思わぬことで責任追及されるケースも出てきています。何故、このような法理が生成されたのかを知っておくことは、建築家として必要なことです。そして、この責任を回避する方法はあるのでしょうか。今回は判例をいくつか紹介しながら、皆様と一緒に考えてみたいと思います。

第1部 「建物の基本的安全性と建築家の責任」

講師：弁護士 竹川 忠芳
(JIA顧問弁護士)

第2部 「JIAケンバイの概要(事故事例の解説)」

講師：JIA業務委員会
ケンバイWG主査 輿 尉

第1部

建築家は、自らの設計に問題が無くても、消費者保護の高まりを受けて、トラブルに巻きこまれることが少なくありません。JIAの顧問弁護士として数々の建築関係のトラブルに係ってきた竹川先生に、建物の基本的安全性に関わる建築家の設計責任、監理責任について現在、どんな事例があり、どんな議論がされているのか、建築家として知っておくべきポイントを**具体事例を基に解説頂く、実務にも役立つ内容です。**

第2部

JIAのケンバイは、JIA会員が社会的責任を果たすためにJIAの要請を受けて創設された団体保険です。セミナーでは、ケンバイの特徴や他団体との違いとともに最近の事故傾向をふまえた事故事例を具体的に分かりやすく解説致します。**事故事例を図解で説明いたしますので、原因把握から再発防止策まで事例から学ぶ、実効的な内容です。**

竹川忠芳先生

竹川忠芳法律事務所、
1980年弁護士登録、JIA顧問弁護士
主な取扱い分野
建築紛争、不動産取引、離婚、相続事件等
H20年4月 住宅紛争審査会運営委員会委員長
H20年4月 住宅紛争処理機関検討委員会委員長
H27年6月 最高裁判所建築関係訴訟委員会委員
H29年6月 (公財)日本調停協会連合会理事長
主な著書
「市民の視点で考える建築裁判」建築学会機関誌
「建築紛争の基礎知識」大成出版社

業務委員会ケンバイWG

JIA会員を中心とした委員10名と3名のアドバイザーにより構成。
新たな補償の追加や制度の見直し等、ケンバイをより良い制度とするため毎月打合せを実施。
ケンバイの勉強会を通じて全国の会員からのケンバイについての意見、要望を伺うことも重要な役目です。



■ 日時 2024年12月19日(木) 17時30分～19時15分

■ 会場 ウェビナーによるオンラインセミナー

■ 主催 JIA業務委員会 ケンバイWG ■共催 株式会社 建築家会館

■ 参加方法 JIAホームページより、当企画のご案内ページよりお申込下さい。

開催前日・当日の2回、メールにてウェビナーのURLをご案内します。

(お申込フォームは右上のQRコード及び下記リンクよりアクセスできます)

[イベント参加申込書 - Google フォーム](#)

■ 参加費 無料

■ 募集人員 400名

■ CPD 2単位(申請中)



問い合わせ先 (JIA建築家賠償責任保険 取扱代理店)

株式会社建築家会館 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-3-16

TEL 03-3401-6281 メール kenchikuka_kaikan@nifty.com